

中之条町太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 町は、新エネルギー活用促進の一環として、町民の積極的な自然エネルギー利用を支援し、循環型のまちづくり推進と環境への意識高揚と町内施工業者の振興を図るため、住宅用の太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を住宅に設置する者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象発電システム)

第2条 この要綱における「発電システム」とは、住宅等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点以下2桁未満は四捨五入）が10キロワット未満であるもの（構成は太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力計、余剰電力販売用電力計及び配線・配線器具の購入据付など設置及び配線工事に要する経費）とし、未使用品で電力会社と電灯契約及び余剰電力の売電契約を締結するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（法人を除く。）は、町内に住所を有する者で、自らが所有し若しくは自ら居住する町内の住宅（併用住宅を含む。）の屋根等に発電システムを設置する者又は発電システムが設置された新築住宅を購入する者で、申請時に世帯の者が町税及び使用料を滞納していない者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる区分に応じて交付する。ただし、補助金の交付は、当該住宅について1度限りとする。

- (1) 町内業者により工事を行った者 1kw当り4万円に、対象発電システムの最大出力値（単位はkwとし、小数点以下第3位を四捨五入する。）の数値を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、その額が16万円を超えるときは、16万円とする。
- (2) 町外業者により工事を行った者 1kw当り2万円に、対象発電システムの最大出力値（単位はkwとし、小数点以下第3位を四捨五入する。）の数値を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、その額が8万円を超えるときは、8万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の書類を添付し、電力受給開始後1年以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの設置工事請負契約書の写し
- (2) 発電システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (3) 発電システムの仕様が確認できる書類
- (4) 発電システムを設置した住宅の位置図
- (5) 発電システムの状況が確認できる写真
- (6) 電力受給契約申込書の写し及び購入電力量が確認できる書類の写し
- (7) しゅん工検査の試験記録書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る書類を審

査し、交付の可否を決定する。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、発電システム補助金交付請求書(別記様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消及び返還)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(報告)

第9条 町長は、発電システムの運用に関し必要があるときは、申請者に対して報告を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に発電システムを設置する者に対し適用する。

附 則(平成19年3月30日告示第41号)

この告示は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に発電システムを設置する者に対し適用する。

附 則(平成22年3月26日告示第35号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月30日告示第96号)

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第40号)

この告示は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に電力受給を開始した者に対し適用する。

附 則(平成28年3月29日告示第16号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月13日告示第2号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。